

緊急随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、現在全面通行止めとなっている主要地方道豊中亀岡線の箕面市箕面地内において、通行止めの原因となっている巨石を撤去するものである。

当該箇所においては、令和元年8月の台風10号により、巨石を抱きながら道路法面上部に自生していた巨木が道路上へ倒れ込み、これに伴い、巨石の足元の土塊が崩れたため、巨石が極めて不安定な状態で道路法面上部にあり、府道へ落下する恐れがある。

本路線は、大阪府と京都府を結ぶ重要な路線であるとともに、地域住民の重要な生活道路ともなっており、通行止めによる府民生活への影響は多大なものがあるため、早急に不安定な巨石を除去し安全を確保した上で、通行止めを一刻も早く解消する必要がある。

このため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。

本業務の施工業者については、災害時等施工能力事前審査認定業者の登録を受け、現在、本路線をはじめとする当該地域の道路維持修繕に係る単価契約工事を受注し、緊急に資機材及び人員の調達可能な株式会社 三大建設を選定するものである。

以上の理由により、他の業者から比較見積書を徴取する時間的余裕がないため、財務規則第62条関係第2項第10号に基づき、比較見積を省略する。